

本メールは、当館への「在留届」提出者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者及び当館「メールマガジン」登録者へ配信しています。

今月の主なトピックは、以下のとおりです。

- ・ トロント市内における銃撃事件の増加についての注意喚起
- ・ 外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について
- ・ カナダにおける大麻（マリファナ）の合法化についての注意喚起
- ・ 外務省最新海外安全情報
- ・ トロント商工会主催「日本語による交通法規セミナー2018」

● トロント市内における銃撃事件の増加についての注意喚起

7月22日に発生したダンフォースでの銃撃事件等、近年、トロント市内において、銃撃事件が増加しています。トロント市警のホームページによると、2018年1月1日から7月30日現在までの銃撃事件の発生件数は233件、被害者数は316名に上っています。

過去5年の銃撃事件発生件数（被害者数）は以下のとおりですが、2014年同時期と比較すると、被害者数は約2.5倍増加していることがわかります。

2018年	233件（316名）
2017年	212件（314名）
2016年	222件（312名）
2015年	170件（270名）
2014年	104件（130名）

また、7月、当館へ連絡があった事件として、ノースヨーク駅付近に在住する在留邦人が、深夜、帰宅途中に拳銃強盗に遭い、所持品すべて強奪されるも事件も発生しています。

については、トロント市内のどこでも発砲事件に遭遇する可能性があることを念頭に行動してください。また、万が一そのような場に居合わせた際は、以下の行動をとってください。

- ・ 爆発音・銃撃音が聞こえたら直ちに床に伏せる。
- ・ 爆発音や発砲音のする方向を特定し、それとは逆方向の頑丈な物陰に隠れる。
- ・ 速やかに現場から離れ、絶対に近寄らない。
- ・ 避難する時間がない、または襲撃対象となりうる場合は隠れる。
- ・ 狙い撃ちされないためにも叫ばない、目立つ行動をしない。

●外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について

海外旅行や海外出張される方が、「たびレジ」へ旅行日程・滞在先・連絡先を登録すると、渡航先の大使館・領事館より、渡航情報や大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急時の情報提供を受けられる海外旅行登録システムです。また、被害状況によっては、現地の大使館・領事館から、緊急連絡メールが届き、安否の確認や必要な支援を受けられることができます。夏休みを利用して通常の在留地を離れての旅行や出張の際も是非ご登録ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

●カナダにおける大麻（マリファナ）の合法化についての注意喚起

本年6月21日に成立した「カナダにおける大麻に関する法律」が10月17日から施行されることに伴い、以下の点に注意願います。

- ・カナダでは、本年10月17日から、大麻（マリファナ）の所持・使用が合法化されます。
- ・一方、日本では大麻取締法において、大麻の所持・譲受（購入を含む）等については違法とされ、処罰の対象となっており、この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。
- ・在留邦人や日本人旅行者におかれましては、これら日本の法律を遵守の上、日本国外であっても大麻に手を出さないように十分注意願います。

●外務省最新海外安全情報

以下の地域へ出張・旅行を計画されている方は、ご注意ください。

★米国（サンフランシスコ）：カリフォルニア州北部の山火事拡大に伴う注意喚起

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C116.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C116.html)

★コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C119.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C119.html)

★ジンバブエ：大統領選挙等の結果公表に伴う注意喚起（新規）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C120.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C120.html)

●トロント商工会主催「日本語による交通法規セミナー2018」

※本セミナーは、商工会会員のみならず、どなたでもご参加いただけます。お子様をお連れ頂くことも可能です。参加費は無料です。

日 時：2018年9月8日（土）10時～13時30分（受付開始9時30分）

会 場：North York Civic Centre, Room: Council Chambers (5100 Yonge Street, Toronto, TTC North York Centre 駅直結) ※North York Civic Centre 周辺にいくつか駐車場があり、

公共駐車場は、North York Civic Centre ビルの地下に駐車場がございます（有料）。Yonge Street を西に1本入った Beecroft Road 側の入口をご利用頂くと North York Civic Centre の会場近くとなります。市営駐車場は、<https://parking.greenp.com/>をご参照ください。

講師： トロント市警察専門官（日本語による逐次通訳がつきます。）

テーマ：

1. 交通法規
2. チケットを切られた際の対応
3. 事故が起きた際の対応
4. 生活安全（警察への通報及び相談、警察が自宅に来た際の対応等）

申込み： E-mail ( [office@torontoshokokai.org](mailto:office@torontoshokokai.org) ) にて以下3点をお知らせください。

1. 参加者全員の氏名（お子様の場合は年齢も）
2. 所属会社名
3. 連絡先 Email

#### ●トロントでよくあるトラブル5選

当地に在留する邦人留学生及び旅行者を中心に実際に被害が多いトラブル及びその注意点を簡潔にまとめたパンフレットを作成いたしました。読みやすい構成となっていますので、ご自身にあてはまる事項がないか等チェックください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000376181.pdf>

また、当地在留邦人向けに作成した「安全の手引き」はトラブル事案・防犯対策をより詳細に記載していますので、併せてご活用ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000332693.pdf>

#### ●在外選挙人名簿への出国時申請

公職選挙法の一部改正を受け、2018年6月1日以降、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会選挙人名簿に登録されている方が、当該市区町村から直接国外に転出する場合、国外転出時に、当該市区町村の選挙管理委員会に対して申請（出国時申請）を行うことができるようになりました。詳しくは以下の総務省ホームページを御参照ください。

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

なお、市区町村に転出届を提出して既に住所を海外に移しており、在外選挙人名簿に登録されていない方は、出国時申請を行うことはできません。従来どおり、住所地を管轄する在外公館を通じた登録申請をお願いいたします。

●領事出張サービスのお知らせ

1. 日系文化会館（JCCC）

- ★ 8月 9日（木）10時から12時
- ★ 9月13日（木）10時から12時
- ★10月11日（木）10時から12時
- ★11月 8日（木）10時から12時
- ★12月13日（木）10時から12時

2. その他

- ★ナイアガラ・フォールズ 9月25日（火）11時から14時 ラディソン・ホテル
- ★ウォータールー／キッチンナー 11月20日（火）11時から14時 ホリディ・イン

●当館休館日のお知らせ

土曜日及び日曜日に加え、8月6日（月）、9月3日（月）は休館日です。それ以降の2018年の休館日については、以下をご参照ください。

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consulate.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html)

●各種イベント情報

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/b\\_000030.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_en/b_000030.html)

---

■ 本メールは、帰国・転出等の理由により在留届を抹消された際、たびレジ登録期間が終了した際に配信が停止されます。

■ 本メールは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか、所定の用紙をダウンロード後、FAXで416-367-9392までご送付ください。

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji-2.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-2.html)

---

●在トロント日本総領事館Facebook

当館が支援するイベントや日本に関する情報などをFacebookを通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えできますので、是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/JapanConsToronto/>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

---

**【帰国・転出による配信停止】**

★在トロント日本国総領事館メールマガジンにご登録の方で帰国・転出による配信停止をご希望の方は停止理由（（例）●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上、ryouji@to.mofa.go.jpまでご連絡願います。